

オリーブ国際特許事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月31日 ～ 令和6年1月30日までの 1年間
2. 内容

目標1：男女ともに仕事と子育ての両立ができる職場とするため、育児関連制度を利用しやすい風土の醸成にむけた取り組みを実施する。

<対策>

- 令和5年2月1日～2月28日 関係諸制度の整理。
- 令和5年3月1日～ 制度に関するパンフレットを事業所に掲示し、男性も育児休業を取得できることを周知させる。